

平成24年6月4日（1）

開議 10時20分

○議長 磯永優二君

皆さん、おはようございます。只今の出席議員は、15名であります。

それでは、これより平成24年第3回豊前市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、皆さんに、ご報告いたします。

先月23日に開催されました第88回全国市議会議長会定期総会におきまして、岡田義則前議員、秋成茂信議員、山本章一郎前議員、中村勇希前議員、渡邊一議員、以上の5名の方々が市政振興に尽くされた功績により表彰されましたので、只今から5名の方々を代表して、3名の方に表彰状の伝達を行いたいと思います。

ここで、3名の前議員の皆様に入室をして頂きます。

（前議員、入室）（拍手）

それでは、表彰状の伝達を行います。

表彰状を授与された方は、受賞後、演壇にてご挨拶をお願いいたします。

はじめに、25年表彰の岡田義則前議員、恐れ入りますが、前のほうへお願いします。

（表彰状伝達）（拍手）

○岡田義則君

皆さん、おはようございます。一言、お礼を申し上げます。

只今、磯永議長より、全国市議会議長会会長よりの表彰を頂きました。本当にありがとうございます。

私は、昭和62年4月の補欠選挙で当選以来、平成24年4月9日の任期満了で引退いたしました。この間、25年間という長い間、議員の皆さん方のご協力とご支援があったからこそ思っております。厚く心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

数は申しませんが、これからは、市議会の皆さん方、磯永議長を中心に、新体制になりました。どうぞひとつ今後、市の発展のためにご活躍くださいますよう、お願いを申し上げます。ご挨拶といたします。ありがとうございました。

（拍手）

○議長 磯永優二君

岡田前議員さん、ありがとうございました。

次に、20年表彰を代表して、山本章一郎前議員、前のほうへお願いいたします。

（表彰状伝達）（拍手）

○山本章一郎君

皆さん、おはようございます。只今は、全国議長会会長より20年の表彰状を磯永議長から頂きました。ありがとうございます。

私なりの20年を振り返りますと、平成4年4月に初議席を得ましてから、その当時、最初の議会で取り上げた課題は、環境問題、それから教育問題、農業問題でした。特に環境問題は、当時、火葬場の建設がやっと決まりまして、その時に、私の地元と協定書が結ばれました。その当時はダイオキシンという有害物質のもとに、この議場のなかで議論をしたところでございます。以来20年、途中、市町村合併、椎田町・築上町との合併が成立はしましたけども、椎田町の住民投票が許さなかったということで、大きな出来事があったなと思っております。

去年は、皆さんの支援の中で議長職を拝命いたしまして、特に今回の市議選で定数を減らしても闘いをやると、そういった20年の中で大きなことがあったなという思いをしております。これも皆さんと色々な議論をしながら、豊前市民のため、市政発展のために積極的に取り組んだことだと誇りに思っております。

今回は、残念ながら市議選で市民の負託に応えることができなく、少し歯がゆさもありますけども、ますます豊前市発展のために微力ながら尽くしていきたいと、できる限り早く市政の場に復活したいという思いを抱いております。そのこともありますけども、これからの市政発展のために、皆さんのご多幸・ご健勝を祈念しながら、お礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長 磯永優二君

山本前議員、ありがとうございました。

次に、15年表彰を代表して、中村勇希前議員。前のほうへお願いいたします。

(表彰状伝達) (拍手)

○中村勇希君

皆さん、おはようございます。只今、磯永議長から15年の表彰を頂きました。私は、平成9年補欠選挙で当選を果たしました。釜井市政誕生の同じ瞬間でありました。以来15年間4期務めることができました。

最初に議員になったときには、議会活動は、なんと窮屈なものなんだろうという感じでありました。一般質問も総括質問を入れて合計で3回しか質問はできないとか、委員会のこと、付託のこと、議会の議員の権能というものが随分今とは違っていました。それ以降、議会改革がずっと進み、今や一般質問も随分変わりました。一問一答方式になりましたし、議会基本条例も出来上がりました。15年間で随分と、ローカルガバメントと呼ばれるこの地方政府も随分変わったと思っております。

これからの皆さん達の権能や責任というのは、どんどん大きくなることだと思ってい

ます。15人という少数の議会になりましたけれども、皆さん達一人ひとりが豊前市の10年先、20年先、50年先の未来のために頑張ることを切にお願いをし、これからも私自身も豊前市の発展、そして豊前市民の幸せを考えて活動していきたいと思っていますので、これからも、どうぞよろしくお願ひいたします。本日は誠にありがとうございます。

(拍手)

○議長 磯永優二君

中村前議員、ありがとうございました。

以上で伝達式を終わります。

ここで3名の前議員の方々が退席をされます。皆さん、拍手でお送りしたいと思います。どうもご苦労さんでした。

(前議員、退席) (拍手)

もう1件、ご報告いたします。

今議会より、新任の教育長が出席をしております。先例に従いまして、新教育長より演壇にて就任のご挨拶を頂きたいと思ひます。教育長、どうぞ。

○教育長 戸田章君

失礼いたします。4月17日に臨時教育委員会がございまして、その中で教育長に選任されました戸田章です。本日まで、ご挨拶ができなかったことを深くお詫び申し上げます。また、貴重な時間を割いて頂き、誠にありがとうございます。

私は、38年間教職に携わってまいりました。そのうちの30年間は、豊前市内の4中学校の教職ということでお世話になりました。そして母校であります八屋中学校で定年退職いたしました。特に忘れられない角田中学校校長としての2年間は、PTAの役員さん、地域の方々、そして教職員、三者連携を構築する学校経営に努力してまいりました。教育長として、この経験を大切にしながら、教育行政に当たりたいと考えております。

現在の教育は多岐にわたり、学校だけでは解決できない問題が山積しています。各学校の校長先生方には、使命感をもとに、学校経営の責任者としての学校における全ての責任を負うという重責を担っていることを自覚し、誠心誠意努力してもらおう所存でございます。その成否は教育長の責任と考えております。

今後とも、豊前市の子供達達の健全育成のために市議会議員の先生方、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願ひいたしまして、私のご挨拶といたします。よろしくお願ひします。

(拍手)

○議長 磯永優二君

戸田教育長さん、お疲れ様でございました。豊前市だけではありませんが、児童生徒

は宝です。今後、戸田教育長におかれましては、教育行政で英断をふるうことも多々あると思いますが、どうか豊前市の教育行政に、もっともっと前向きに進んで、余所の町村に負けないような豊前市教育委員会ここにありというような姿を見せて頂くことを心よりご祈念申し上げますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは議事に入ります。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、議会運営委員会で協議のとおり、本日から今月19日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

続きまして、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、2番 平田精一議員、14番 渡邊一議員を指名いたします。

日程第3 諸般の報告をいたします。

監査委員より、平成24年1月分から4月分までの出納例月検査の報告が届いております。各報告書につきましては、事務局に保管しておりますので、ご了承願います。

日程第4 議案の上程を行い、提案理由の説明を受けることにいたします。

今定例会には、市長から議案14件、報告4件が提出されております。これを一括上程し、議題といたします。

それでは市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 釜井健介君

本日、ここに平成24年第3回豊前市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともにご多用のところご臨席賜り、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

本議会に提案をいたしております議案は、条例案件9件、予算案件1件、その他の案件4件、報告案件4件の合計18件であります。

それでは、議案の順序により、ご説明を申し上げます。

議案第44号は、豊前市事務分掌条例の一部改正についてであります。住民基本台帳の一部改正に伴い、外国人住民について、住民基本台帳法が適用されることとなるため、関係規定を整備する案件であります。

議案第45号は、豊前市印鑑条例の一部改正についてであります。住民基本台帳法の一部改正等に伴い、外国人住民の印鑑登録に関する規定を整備する案件であります。

議案第46号は、豊前市山村振興施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につい

てであります。総合交流施設ト仙の郷について、宿泊料金及び年齢による料金区分の見直しを行うため、関係規定を整備する案件であります。

議案第47号は、豊前市在宅介護手当支給条例の一部改正についてであります。住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人住民について住民基本台帳法が適用されることとなるため、関係規定を整備する案件であります。

議案第48号は、豊前市敬老祝金条例の一部改正についてであります。住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人住民について住民基本台帳法が適用されることとなるため、関係規定を整備する案件であります。

議案第49号は、豊前市畑冷泉観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。畑冷泉館の利用料について、年齢による利用料金区分の見直し等に伴い、関係規定を整備する案件であります。

議案第50号は、豊前市語らいの館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。語らいの館の入館料について、年齢による利用料金区分の見直し等に伴い、関係規定を整備する案件であります。

議案第51号は、専決処分についてであります。地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に豊前市税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める案件であります。

議案第52号は、専決処分についてであります。地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に豊前市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める案件であります。

議案第53号は、財産の処分についてであります。農村活性化住環境整備事業の実施に伴い、住宅用地として創設換地された宅地造成した土地の処分に当たり、豊前市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第54号は、字の区域の変更についてであります。土地改良法第85条第1項の規定による豊前市角田中部地区の土地改良事業の実施に伴い、字の区域を変更する必要性が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第55号は、福岡県介護保険広域連合規約の変更についてであります。外国人登録制度が廃止されることに伴い、福岡県介護保険広域連合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第56号は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。住民基本台帳法の一部改正に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合に対し、構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規約を改めるため、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第57号は、平成24年度豊前市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第1号の専決処分についてであります。平成23年度末において、歳入が歳出に不足する見込みとなり、予算措置について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める案件であります。

報告第1号は、平成23年度豊前市継続費繰越計算書の報告についてであります。地方自治法第212条の規定により、年度内にその支出を終わらない見込みのものについて、翌年度に繰り越したので、同法施行令第145条第1項の規定により、報告するものであります。

報告第2号は、平成23年度豊前市繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。地方自治法第213条の規定により、年度内にその支出を終わらない見込みのものについて、翌年度に繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第3号は、平成23年度豊前市水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてであります。地方公営企業法施行令第18条の2第1項前段の規定による継続費の通次繰越をしたので、同項後段の規定により報告するものであります。

報告第4号は、平成23年度豊前市下水道事業特別会計（豊前市公共下水道事業）継続費繰越計算書の報告についてであります。地方公営企業法施行令第18条の2第1項前段の規定による継続費の通次繰越をしたので、同項後段の規定により報告するものであります。

以上、提出議案の概要について、ご説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊急かつ必要な案件でありますので、議員各位には、慎重にご審議の上、速やかにご議決下さいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。以上です。

○議長 磯永優二君

これをもって、議案の上程並びに提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

一般質問は、6月11日及び12日の2日間を予定しております。なお、議案に対する質疑は、一般質問2日目に行います。一般質問並びに議案に対する質疑のある方は、本日、午後5時までに発言通告書の提出をお願いいたします。発言の順序は、通告書提

出の順序といたします。

それでは、本日は、これをもって散会いたします。

皆さん、お疲れ様でした。

散会 10時52分